

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年1月27日（金） 9：19～9：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5 件
- 国会提出案件 4 件
- 政令 11 件
- 人事 5 件
- 報告 1 件
- 配布 3 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日米地位協定」第2条に基づく、自衛隊の施設の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、日米共同訓練を実施するため、熊本県の健軍駐屯地の一部土地等を追加提供するもの等、計6件であります。

次に、「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用」について、御了解をお願いいたします。本件は、官報の提出が必要な行政手続において紙の官報に代わるべき情報としてインターネット版官報を提出することができるよう必要な措置を講ずることとするものであります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、恩赦3件について、御決定をお願いいたします。刑の執行の免除及び復権を行うものであります。

次に、「行政組織の新設改廃状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、国家行政組織法に基づき、昨年10月から本年1月までの間の行政組織の新設改廃状況を取りまとめ、国会に報告するものであります。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活関連物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置について、昨年7月1日から12月31日までの間において、講じた措置はないことを国会に報告するものであります。

次に、「特別会計財務書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、特別会計法に基づき、令和3年度における各特別会計の資産及び負債の状況等について、国会に提出するものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、昨年9月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「特定商取引法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年6月1日とするものであり、「特定商取引法施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部改正令」は、販売業者等が契約締結時に書面で交付しなければならない事項を電子メール等で提供する場合の手続等について定めるものであります。

次に、「健康保険法施行令等の一部改正令」は、出産に要する費用の実態を踏まえ、出産育児一時金等の金額を見直すものであります。

次に、「国民健康保険法施行令の一部改正令」は、国民健康保険の保険料負担の適正化等を図るため、同保険料の賦課限度額等を見直すものであります。

次に、「内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部改正令」は、陸上において営む養殖業のうち、農林水産大臣への届出を必要とする養殖業の要件を定めるもので

あります。

次に、「輸出貿易管理令の一部改正令」は、ロシアへの軍事能力等強化関連汎用品の輸出禁止措置を導入するものであります。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部改正令」及び「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正令」は、両機構にそれぞれ設置される経済安全保障推進法等に基づく基金に係る国庫納付金の納付手続等を定めるものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部改正令」、「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正令」及び「国家公務員法等の一部改正法の施行に伴う関係整備政令」は、国家公務員の定年の段階的引上げや役職定年制の導入等に伴い、防衛省職員の人事管理や給与等に係る所要の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、特命全権大使南博外1名に、化学兵器禁止機関に対する日本政府代表を命免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、フランス国兼アンドラ国駐箚大使下川眞樹太に兼ねてモナコ国駐箚を命ずること等を承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事補に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、三橋渉外891名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、特命全権大使柳秀直外6名の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「中長期の経済財政に関する試算」があります。本件につきましては、後程、後藤大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「円借款の供与に関する書簡」をチュニジアとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「社会的保護の強化」に120億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」について、御報告があります。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。なお、本件は、予算委員会における令和5年度予算の提案理由説明の際に、資料として提出する予定であり、それまでの間、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣。

○林国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国

が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦の関係者に対する資産凍結等の措置、②ロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者等に対する資産凍結等の措置、③ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置、④ロシア連邦への軍事能力等強化関連汎用品等の輸出等の禁止措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣。

○西村（康）国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、先ほどの閣議了解に基づき、ロシア連邦への軍事能力等の強化に寄与しうる汎用品の輸出等の禁止措置を講ずることとします。速やかにそれを実施するため、輸出貿易管理令の改正を行います。経済産業省としては、外為法を所管する立場として、関係省庁と連携し、輸出の禁止措置の実施に万全を期してまいります。

○松野国務大臣：次に、後藤大臣。

○後藤国務大臣：「中長期の経済財政に関する試算」について報告します。お手元に資料を配布しております。今回の中長期試算では、政府経済見通しや令和5年度予算政府案、防衛力強化の経費と財源等を織り込んで試算した結果、成長実現ケースで示された力強い成長が実現し、これまでの歳出効率化努力を継続した場合には、前回同様、国と地方を合わせた基礎的財政収支は2025年度に黒字化する姿となりました。こうした姿を実現するためにも、社会課題の解決を経済成長のエンジンへと転換する新しい資本主義の実現に向けた取組を加速し、これまで以上に、経済成長力の強化を図りつつ、歳出・歳入両面の取組を進めることが必要です。関係閣僚各位には引き続き御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：国会における審議の用に供するため、「令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を国会に提出いたします。本資料は、令和5年度予算における制度が継続した場合に、令和8年度までの歳出・歳入がどのような姿になるかにつきまして、経済成長率等に一定の前提を置き機械的に試算したものであります。今回の試算では、財政の見通しは引き続き厳しい状況にあり、財政健全化の実現に向け、歳出・歳入両面からの改革に今後も継続して取り組んでいくことが必要であることが示されております。なお、本資料は、予算委員会における令和5年度予算の提案理由説明時に提出することをもって公表と致したいと考えております。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 5 年 〕 (金)
1 月 27 日

◎ 一般案件

- 資料あり
 〇 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の一部返還及び追加提供について（決定）（防衛省）
- 〃 〇 行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について（了解）（内閣府本府）
- 〃 〇 ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について（了解）（外務・財務・経済産業省）
- 資料なし
 ☆ 恩赦について（決定）（内閣官房）

◎ 国会提出案件

- 資料あり
 ☆ 行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）（内閣官房）
- 〃 ☆ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（令和4年7月1日から同年12月31日まで）について（決定）（消費者庁）
- 〃 〇 令和3年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）
- 〃 〇 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働省）

◎ 政 令

- 資料あり
 〇 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（消費者庁・経済産業省）

資料あり
資料あり

- 特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（消費者庁・経済産業省）
- 〃 ○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令
（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産省）
- 〃 ○ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業省）
- 〃 ○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業・財務省）
- 〃 ○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）
（防衛省）
- 〃 ○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○ 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料あり
資料あり

- ☆ 特命全権大使南 博外 1 名に化学兵器禁止機関に対する日本政府代表を命免することについて
（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし
資料なし

- ☆ 村上亜優外 1 名を判事補等に任命し、判事兼簡易裁判所判事本條 裕外 1 名を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり

- ☆ 国立大学法人職員三橋 渉外 891 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）
- 〃 ☆ 特命全権大使柳 秀直外 6 名の外国勲章受領許可について（決定）

◎ 配 布

- ☆ 中長期の経済財政に関する試算 （内閣府本府）
- ☆ 月例経済報告 （同上）
- ☆ 山梨県知事選挙結果調 （総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕
1月27日 (金)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換について (決定)
(外務省)

◎報告

資料なし ☆令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算について
(財務省)

[○署名あり ☆署名なし]